

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和6年8月20日(火)
	午前8時54分から午前9時25分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第 3 議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第 4 議案第 15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	
第3項の規定による当委員会への意見聴取について	
日程第 5 決定第 5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に	
よる当委員会の決定について	
日程第 6 専決報告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
日程第 7 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
6. 農業委員会事務局職員(5人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植	
松 佑太 島田 夏希 である。	
8. 会議の概要	
開会(午前8時54分)	
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和6年8月定例農業委員会を始めさせて
	いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長
会長	さんをお願いします。
	会長さん宜しくをお願いします。
	《会長あいさつ》

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 14番 浅井 佐智子 委員 議席番号 15番 大橋 一之 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第5号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・</td> <td>7件</td> </tr> </table>	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件	議案第15号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・	1件	決定第5号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	12件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	8件		2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	2件		3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・	7件
議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件																							
議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件																							
議案第15号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・	1件																							
決定第5号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	12件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	8件																							
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	2件																							
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・	2件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・	7件																							
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>																								
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第13号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p>																								

<p>会長</p>	<p>それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。なお、議案番号6番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号6番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(議案番号6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、津島市に夫婦2人と子供3人の5人で居住しています。子供の成長に合わせ独立したスペースが必要になりますが、今の賃貸アパートではますます手狭になっていきます。本家に近いところに住宅を建築し、生活したいと希望していましたが、自己所有の土地も建物のないため、本家の父に相談したところ、父所有の申請地に分家住宅の建設を勧めてくれました。申請地は本家から適度の距離があり、現在および将来にわたって本家に負担がかからない土地であります。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号6番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請6番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p>

	<p>《関係委員 着席》</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案番号1番から5番、7番から8番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、名古屋市天白区に本社を置き、自動車買い取り及び販売業を営む法人です。申請地の西側隣接地に支店倉庫があります。愛西市を中心に主に自動車の買い取りと販売を行っており、販売は一般販売のほか、自動車やパーツをコンテナに格納して輸出販売を行います。現在、他の場所で自動車の保管場所を確保しておりますが、いたずらやパーツの盗難被害にあっており、もっと安全な場所に移転させることが急務となっております。業務の効率化および車両の盗難防止等の理由並びに事業拡大のため、愛西支店倉庫と一体利用地として販売用自動車の保管場所とする計画です。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、申請地隣接地で水道工事店を営んでいます。法人と混在して敷地利用をしているため、家族の自己用車両や来客の車両は敷地の空きスペースに駐車しています。出入りの際は法人の作業を止め、業務用車両を移動させて対応していました。同居の両親は社交性が高く自宅に友人を招いて会食などを楽しんでおります。友人や家族の自己用車両の出入りも増え、法人の作業している時間と車の出入りが重なることが多くなり、作業効率が悪くなっている現状です。従業員からも改善の要求があり、自宅に近い場所で探したところ隣接地の土地所有者から快諾を得ることができました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、三重県桑名市で建築材料の採取、販売業を営む法人です。愛西市では洗砂や焼き砂、各種砂利、砂を精製しています。受注先は東海3県にあるため、一日の搬入・搬出の車両がかなりあり、時間帯によっては待機する車両も増え、事業用地内のあちこちに車両を待機させるのではなく、待機場を設け、より快適となる労働環境を整えようと考えました。また、従業員及び事業用車両の駐車場も特に指定していないため、管理しやすくするため一か所に集中させることとし、駐車場用地として必要な面積、乗入れ可能な場所、従業員及び運転手が利用しやすい場所、当社資材置場や製造ラインの妨げにならない申請地を利用する計画となりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。</p>

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、稲沢市で鉄くず等の回収業を営む法人です。

稲沢市を中心に愛西市でも多くの受注があり、業績が好調の中、溶接分野への事業拡大も図り、令和5年8月に今般の申請地の隣地にある工場と駐車場を取得しました。しかし、取得した敷地だけでは資材置場のスペースがないため申請地を駐車場にし、既存の駐車場を資材置場にすることでスペースの確保を図る事としました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、去年結婚したばかりで現住所に妻とアパート生活をしておりますが、生活が落ち着くまでの仮住まいです。ゆくゆくは家族が増えることを考え、実家である本家近隣でさらに広い賃貸物件に引っ越すことも考えましたが、思い切って自己用住宅建築に踏み切ってはとの結論になりました。私共夫婦は自己所有地もないので適当な物件を探していたところに、本申請地の紹介を受けました。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、妻と二人で暮らしながら理髪店を営業しております。現在、駐車場1台分とわずかながらの庭敷地があり、洗濯物を干すなどしております。かねてから物干し場としては狭いため、2階ベランダも利用しておりましたが、歳を重ねるにつれ足腰も弱くなり、2階まで上がらずに庭で利用しておりました。しかし、物干し場としては現在の庭敷地では非常に狭い状況で、最近の様子を心配して近隣に住む娘や孫が頻繁に遊びに来てくれるようになり、庭敷地を駐車場として2台駐車できるようにしていますが、理髪店の営業も続けており、物干し場を確保したいと考えております。今般の申請にて申請地を譲り受け、庭敷地を拡張する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では160枚のパネル(発電出力:88.0kw)を設置し、総事業費は約1,190万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案番号1番から5番、7番から8番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

加賀委員

申請番号4番について、有償か無償かどちらでしょうか。

事務局	賃貸借権のため有償となります。
会長	申請番号1番について、周知条例の対象でしょうか。
事務局	周知条例の対象であり、手続きについては既に完了しております。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請1番から5番、7番から8番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 1件についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明)以上、1件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第15号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 1件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。 続きまして、決定第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番から12番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第

	<p>18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から12番、全体筆数は33筆、面積は27,865㎡です。</p> <p>1番から9番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、8名の方々が借り受けております。その他10番から12番は相対の利用権設定で1名の方が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県知事同意は令和6年8月6日、愛知県農業振興基金同意は令和6年8月6日、公告年月日は令和6年8月30日、契約開始年月日は令和6年9月1日となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第5号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきます、何かご質問はございますか。</p>
副会長	<p>申請番号7番の借受人について、先月の3条申請の譲受人と同一でしょうか。</p>
事務局	<p>名前は似ていますが、別会社となります。</p>
会長	<p>その他宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、8件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請</p>

	<p>者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、7件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時 25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年8月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号14番委員 浅井 佐智子

議事録署名者
議席番号15番委員 大橋 一之